

壮瞥町告示第48号

令和5年壮瞥町議会第6回臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年7月4日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和5年7月12日
- 2 場 所 壮瞥町役場 大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 動産の取得について
 - (2) 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算(第4号)について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和５年壮瞥町議会第６回臨時会会議録

○議事日程（第１号）

令和５年７月１２日（水曜日） 午前１０時００分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 議案第４８号ないし議案第４９号について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原	收君
教育長	谷坂	常年君
会計管理者兼		
	大野	博雄君
税務会計課長		
総務課長（兼）	庵	匡君
企画財政課長	上名	正樹君
企画財政課参事	市田	喜芳君
住民福祉課長	阿部	正一君
産業振興課長	木下	薫君
商工観光課長	三松	靖志君
建設課長	澤井	智明君
生涯学習課長	河野	圭君
選管書記長（兼）	庵	匡君
農委事務局長	齋藤	誠士君
監委事務局長（兼）	小林	一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林	一也	君
------	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和５年壮瞥町議会第６回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
１番 山本 勲君 ２番 加藤正志君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。

◎議案第４８号ないし議案第４９号について

○議長（森 太郎君） 日程第３、議案第４８号ないし議案第４９号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和５年第６回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第４８号から議案第４９号までの２件であります。その内容についてご説明いたします。

１ページになります。議案第４８号 動産の取得について。

下記のとおり動産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決を求める。

1、名称、種類、数量、ホイールローダ 1 台、附属品一式を含む。2、取得金額 1,155 万円。3、契約の相手方、室蘭市本輪西町 1 丁目 2 番 4 号、北海道運搬機株式会社室蘭支店支店長、関浩司。

こちらは、平成 17 年 3 月に壮瞥町堆肥センターに導入された車両の更新に係るもので、現車両は運転時間が 6 月末時点で 1 万 6,364 時間となっており、入札は 7 月 5 日に指名業者 3 社で行っております。

2 ページになります。議案第 49 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）について。

令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 53 億 766 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 347 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53 億 1,113 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。5 ページになります。総務費、総務管理費、財産管理費で 25 万円の追加となります。財産管理事業一般経費の壮瞥温泉地区街路灯設置工事になりますが、鶴雅リゾート及び地元自治会の要望を踏まえ、ホテル周辺の通行の安全確保を目的としてホテル西側出入口付近に街路灯を 1 基新設するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 260 万円の追加となります。道路橋梁維持経費の町道改修等工事になりますが、こちらも鶴雅リゾートのホテル開設に伴い、ホテル周辺の町道東丸山線及び町道山手線の通行車両や歩行者が増加したことから、安全確保を目的として交差点部の見通しの改善や道路標識の撤去、移設、転落防止柵の設置などを行うものであります。

教育費、保健体育費、保健体育総務費で 62 万円の追加となります。社会体育推進事業の各種スポーツ大会参加補助金になりますが、バドミントンスポーツ少年団の壮瞥ジュニアの選手 2 名が第 24 回ダイハツ全国小学生 A B C バドミントン大会南北海道予選会において男子 A グループ 5、6 年生、男子 B グループ 3、4 年生それぞれのカテゴリーで優勝し、全国大会に出場することとなったため、選手、コーチ各 2 名、計 4 名分の参加費を補助するものであります。なお、全国大会は令和 5 年 8 月 11 日から 13 日、香川県高松市で開催されます。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 347 万円の追加となります。

3 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第48号 動産の取得についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

8番、真鍋盛男君。

○8番（真鍋盛男君） ホイールローダの導入について特別意見とかもないのですが、この古いホイールローダの処分方法と、あとそれから関連がありますので伺いますけれども、現在の堆肥製造の状況と今後の見通しを伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

現在所有しておりますホイールローダの処分に関しましては、今回の契約成立後、別途処分するということで予定しております。具体的な処分内容については、今のところまだ決まっておりません。

それと、もう一つのご質問で堆肥センターの現在の状況というところでございますが、令和4年度の実績といたしましては1年間の販売総数量が1,338立方メートルで、金額にいたしますと770万7,000円という実績となっております。このうち40リッターの袋のものに関しましては8,208袋販売しております、これは令和2年、3年と比較しても多い数量となっております。現在のところ堆肥センターの在庫はあまりないというか、ほとんどないような状況でして、できたものはすぐ売れているというところまでして、10立米を超えるような大口のお客様に関しましては多少待っていただいている部分もございます。そういう状況です。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 動産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第49号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年壮瞥町議会第6回臨時会を閉会いたします。

（午前10時12分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員